

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方法の一部改正）

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百三十号）の項中「、第二十六条第二項」を削る。

第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

（文化芸術基本法の一部改正）

第七条の二第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」として、「を削り、同法第二十九条第三項の改正規定中「の」を「」に改め、「の」に「第三十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中

〔第二十六条第二項及び〕及び〔第四十三条第二項及び〕を削る。

## 法律第二十七号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十一条—第十五条）」を

第五章 雜則（第十八条—第十九条）に改める。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（報告等）

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

本則に次の二章を加える。

## 第五章 雜則

（市町村における合議制の機関）

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（制度の周知徹底）

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第一項を削り、附則第一項を附則第一項とし、附則に次の三条を加える。

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護

御名  
御璽

令和元年六月七日